

京都市人権文化推進計画【概要版】

平成 2 7 (2015) 年度～平成 3 6 (2024) 年度

第 1 章 基本的な考え方

基本理念

ひとがつながり みんなでつくる
やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

京都は、これまでからひとりひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らせるまちを目指して、市民等と行政の協働の下、人権課題に取り組み、大きな成果を挙げてきたまちです。

これまで積み上げてきた成果を更に発展させ、新たな課題に対しても果敢に取り組み、「ひとりひとりが、互いに認め合い、つながりを持ち、支え合いながら、安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、働き、学び、観光できる、やさしさあふれる、おもてなしのまち」、すなわち「人権文化の息づくまち・京都」を、みんなの力を合わせてつくっていきます。

計画の目標～10年後の目指す姿

- 市民や企業・団体等が、人権文化の息づくまちを目指して、家庭、地域、職場等において、自らが行動する社会
- ひとりひとりが可能性を伸ばし能力を発揮することができる機会が保障され、また、そのために互いを認め合い、つながりを持ち、支え合う社会
- 人権に関わる問題が発生した場合に、市民が安心して相談をすることができ、また、救済を受けられる体制が整備されている社会

基 本 方 針

ア 市民との協働による人権文化の土壌づくり

市民等との協働により、社会の中に人権文化を根付かせ、人権侵害を許さない土壌づくりを進めます。

人権文化の土壌づくりは、地域社会において孤立しやすい人を見守り、つながりを持ち、支え合う意識と行動につながるとともに、安心安全、観光振興などのあらゆる分野でのまちづくりを進めるうえで、豊かな地域社会をつくる基盤になるものと考えます。

イ 人権尊重の理念を基調とした行政の推進

京都市は、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として進めます。行政分野それぞれにおいて、個人の尊厳が守られているか、社会参加を阻害している要因がないかなど、常に人権の視点から点検し、施策を進めます。

ウ 社会状況に対応した戦略的な人権施策の推進

社会状況等の変化に常に注意を払いながら、長期的な課題と短期的な課題の整理、状況に応じた取組の優先順位の検討など、施策全体を戦略的に推進します。

昨今の社会の動きを見ると、今後、(1)少子化・高齢化・単身化の進行、(2)外国人・外国籍市民の増加、(3)所得格差の顕在化、貧困の問題、(4)情報通信技術（ICT）環境の急激な変化などが想定され、新たな人権上の課題が生じることも考えられることから、動向を注視しながら、必要な場合には新たな施策の実施も含め、適切な対応を図ります。

エ 各部局の連携による総合的な人権施策の推進

人権施策全体の効果を十分に挙げるため、関係部局間の縦割りを排除し、緊密な連携の下、施策を融合させながら総合的に取組を進めます。

第2章 各重要課題について

人権に関わる各重要課題について、各分野別の計画等に基づき、市民等と共に、各部局連携の下、解決に向け取り組みます。

- 【女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり】
- 【子どもを共に育む社会づくり】
- 【高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり】
- 【障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり】
- 【ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組】
- 【多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重】
- 【感染症患者等の人権尊重】
- 【犯罪被害者等の人権尊重】
- 【ホームレスの人権尊重と自立支援】
- 【安心して働き続けられる職場づくり】
- 【高度情報化社会における人権尊重】
- 【様々な課題】 L G B T (※) 等の性的少数者／刑を終えて出所した人／アイヌの人々／婚外子／東日本大震災等に起因する人権問題

※ L (レズビアン・女性同性愛者)、G (ゲイ・男性同性愛者)、B (バイセクシュアル・両性愛者)、T (トランスジェンダー・性同一性障害を含む体と心の性が一致しない人) の頭文字を並べた言葉

第3章 人権施策の推進

人権施策について、「教育・啓発」「保障」「相談・救済」の分類に基づき、それぞれにおける重点的に取り組む事項を掲げます。これは、各重要課題の取組を縦軸とするなら、それぞれに共通する横軸の取組に当たるものと言え、両者の総合的な取組により、人権文化の構築を進めます。

1 教育・啓発

人権教育・啓発の目的は、市民ひとりひとりが、自らの人権の大切さと、全ての人々の人権を尊重することの重要性を認識し、日常生活の中での考え方や行動が人権尊重の精神に基づいたものとなることにあります。

市民意識調査の結果から、広く、市民に関心を持ってもらえるような取組や人権に関する情報に接する機会が少ない若い世代への取組の必要性、企業が人権尊重の視点を大切にし、その社会的責任を果たすことが求められていることなどがうかがえることから、対象や関心に応じたきめ細かな人権教育・啓発を推進します。

(1) 人権教育

ア 家庭教育

「京都はぐくみ憲章」の理念を踏まえ、日常生活を通じて大人自身が模範となることにより、大人も子どもも人権感覚を高めることができる家庭教育の推進を図ります。

イ 学校等における人権教育

【幼稚園・保育所・認定こども園】豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、生涯にわたる人格形成の基礎を培う心情・意欲・態度を育むことを目標として、道徳性の芽生えを培います。

【学校】自ら進路を切り拓き、自立して生活することができるとともに、人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動が取れる子どもの育成、すなわち、「人権という普遍的文化」の担い手の育成を目指した取組を推進します。

ウ 社会教育

人権の各重要課題を広く保護者・市民に啓発し、人権問題は市民ひとひとりの身近な問題であり、社会全体の問題として全ての人々の人権を尊重する機運づくりを図ります。

(2) 人権啓発

ア 市民への啓発等

より多くの市民に人権に対する関心を持ってもらえるよう、行政が市民に働き掛ける「広報」に重点的に取り組みます。そのうえで、市民の関心・理解の高まりに応じて、市民との協働による「学習機会の提供」、市民の「自主的な取組の支援」に啓発の重点を移します。

「学生のまち京都」の特性を踏まえた取組

学生や大学への人権情報の提供や、学生が自ら考えた自発的な取組への支援等を進めます。

イ 企業・団体等への啓発

企業や団体等には、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現やハラスメント（嫌がらせ、いじめ）防止など、人権の視点からの取組が進められることが期待されます。

人権の尊重を基盤とする活動や組織内での人権尊重の風土づくり、地域社会の一員としての役割などが、主体的に取り組まれるよう啓発を進めるとともに、自主的かつ積極的に取り組む企業・団体等に対する支援を推進します。

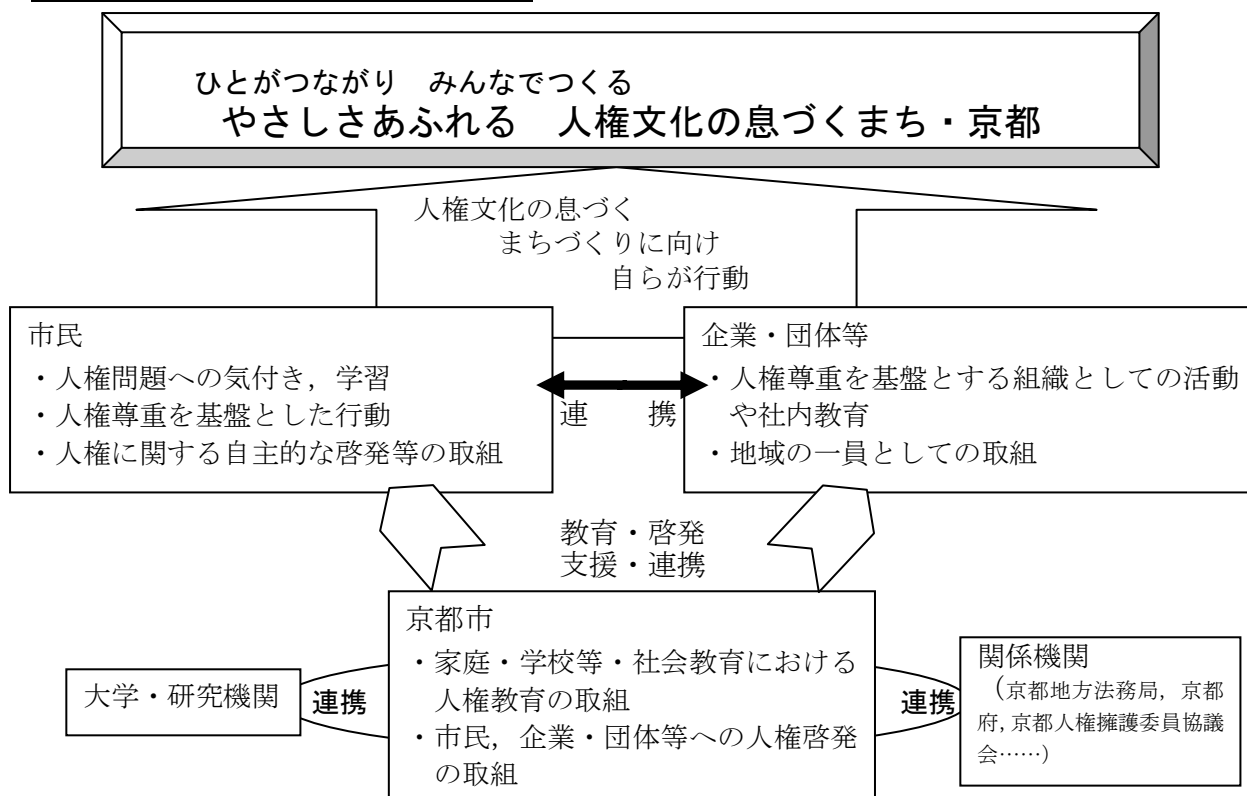
ウ 関係機関等との連携

市役所内の連携、行政機関等との協働により施策を推進します。

具体的な取組項目例

- ・ ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)を活用した情報の発信
- ・ 企業・団体等を顕彰する制度の創設

人権教育・啓発の取組推進のイメージ



2 保障

社会の中において、他の人には保障されている人権が十分に保障されず、人権侵害を受けている人や人権が侵されやすい状況にある人々の置かれている状況等の改善を図るための「人権保障」の取組を、社会的な背景やこれまでの取組の成果等を踏まえつつ、時代の変化に応じた的確に推進します。人権保障についての具体的な施策は、基本的にはそれぞれの各重要課題における分野別計画等の取組に基づき推進します。

3 相談・救済

人権侵害に対する被害者の法的救済は法律によるものであることから、国の法制度等の整備と歩調を合わせながら、本市においては、その円滑な利用に結び付ける相談体制の充実と一層の周知を図ります。また、複数分野に関わる相談への対応等を円滑に進めるため、関係機関によるネットワークの強化を進めます。

（１）各種の相談に応えられる体制の充実

相談者のニーズに対応できる相談体制の充実を図るとともに、複雑化・多様化する相談に対応し、また、相談者の置かれている立場に寄り添った相談ができるよう、従事する職員の資質向上のための研修の充実等に取り組みます。

（２）相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実

相談・救済機関の連携が図れるよう本市の各部局はもとより京都地方法務局や京都労働局などの関係機関、NPO等との相互のネットワークを強化します。

（３）人権擁護委員活動との連携

啓発、相談や人権侵犯事件に関する調査などを行う人権擁護委員の活動を市民に周知するとともに、活動が更に充実されるよう京都地方法務局と連携を図ります。

（４）相談機関等に関する情報の周知

市民が、人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口で相談ができるよう十分な周知を図ります。

第４章 計画の推進

1 推進体制と職員研修

本計画に基づく人権施策については、人権文化の構築に関する施策について、相互に連絡、調整し、施策の円滑かつ総合的な推進を目的とした「人権文化推進会議」を中心に、関係部局間で緊密な連携を取りながら推進を図ります。

また、本市が人権施策を推進するに当たっては、職員ひとりひとりが人権の尊重を基礎として行動することが厳しく求められることから、不断に職員の研修に努めます。

2 関係機関、関係団体等との連携

人権尊重のまちづくりは、国、京都府などの行政機関をはじめ、企業、NPOなど様々な主体により推進されており、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携、協力を図ります。

3 進行管理と評価

毎年度、具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行います。また、本市の人権に係る取組を市民に分かりやすく発信します。

また、より効果的な人権施策の推進がされるよう、客観性を担保しつつ、できる限り分かりやすく評価を行います。具体的には、各重要課題における分野別計画等の数値目標及び行政評価制度における人権施策に関する指標を参考とするとともに、必要に応じて人権施策に関する調査を行うなど、よりの確な評価につながる情報の収集等に努めます。

さらに、より一層の客観性の向上を図るため、外部の視点からの施策点検等を行う「京都市人権文化推進懇話会」において、実施事業の評価をしていただき、施策に反映させます。

京都市人権文化推進計画（概要版） 平成27年 ○月

発行：京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る 下本能寺前町 500-1 中信御池ビル6階

TEL 075-366-0322 FAX 075-366-0139

京都市印刷物第〇〇〇〇〇号